

内閣府 平成22年度税制改正要望説明資料

1. PFI法に基づき実施される公共施設等の整備に係る非課税措置・・・1
2. 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置・・・・・・・・・・・・・・3
3. 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置・・・・・・・・・・・・・・6

PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等 に係る非課税措置

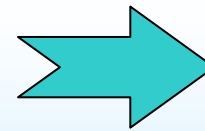
○現状の問題

国や地方公共団体等が直接整備・・・非課税
PFI(民間が施設を所有する場合)・・・課税

刑務所
斎場、給食センター
国立大学の校舎 等

○現行制度

- ・サービス購入型
(国、地方公共団体等が事業費を全額負担)
- ・BOT方式
(施設完成後の施設所有権は民間)
- ・民間と競合しない施設
のPFI事業について



固定資産税
都市計画税
不動産取得税
を2分の1に減免
(平成17年度から平成21年度
までの5カ年時限措置)

○要望内容

現行の措置について

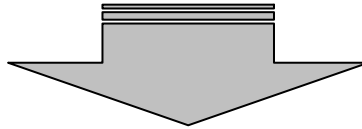
○固定資産税、都市計画税、不動産取得税の2分の1減税 → 非課税

○5年間の時限措置 → 本則としての措置(期限を設けない)

とすることを要望

第7回税制調査会(11月6日)における指摘

「公共施設を合理的・経済的に整備し、公共の負担を減らす」というPFIの方向性からは、課税とすることが経済的な合理性にかなうのではないか。



当方の見解

○PFIで整備される施設は、刑務所をはじめ公的な用途に用いられる施設であり、民間所有であっても非課税が妥当である。

○固定資産税等は、事業費が増加することで発注者である国・地方公共団体等に負担が帰着している。つまり、公共セクター内での移転にすぎず、かえって合理的でない。

○課税されるために、民間が施設所有権を持つ事業方式(BOT)が避けられ、公共が施設所有権を持つ事業方式(BTO)に流れている現状は、

「事業にかかるリスクを民間事業者に負わせることで、民間の経営感覚を活用し、効率的な公共サービスを提供する」(民主党INDEXより抜粋)

との観点に整合していない。

地震防災対策用資産の取得に関する特例措置

所得税・法人税・固定資産税
内閣府・厚労省・国交省共同要望

特例措置の概要

不特定多数の者が利用する施設・事業等（※）の管理・運営を行う個人・法人が「**緊急地震速報受信装置等**」を取得する場合に、所得税・法人税・固定資産税を軽減（**平成21年4月1日施行**）
(平成22年度改正要望)

(現行)

1年度分の所得税・法人税について、
特別償却 20%
(平成23年3月31日まで)

3年度分の**固定資産税**について、
課税標準を2/3に軽減
(平成22年3月31日まで)

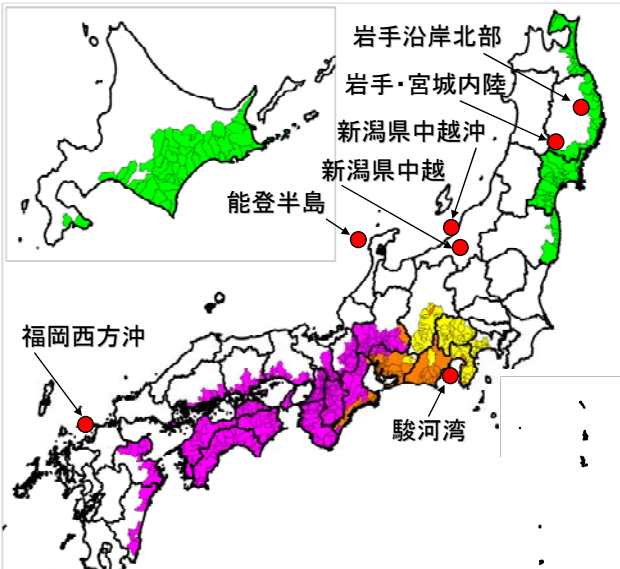
2年延長
を要望
(固定資産税)

全国に拡充
を要望
(所得税、法人税、
固定資産税)

【対象地域】 東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対策が必要な区域として法律上指定されている地域

※ 映画館、集会場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、学校、図書館、駐車場、危険物取扱施設、鉄道、社会福祉施設、電気・ガス・水道、従業員1,000人以上の工場等、大規模地震対策措置法施行令第4条各号に掲げる施設・事業

全国各地で発生する地震



○地震は全国で発生しており、以下の地震では、**対象地域外でも震度6弱以上を観測している。**

凡例	
黄色	強化地域 (東海地震)
オレンジ	強化地域 (東海地震) および 推進地域 (東南海・南海地震)
ピンク	推進地域 (東南海・南海地震)
緑	推進地域 (日本海溝)

- ・新潟県中越地震(平成16年10月)
- ・福岡県西方沖地震(平成17年3月)
- ・能登半島沖地震(平成19年3月)
- ・新潟県中越沖地震(平成19年7月)
- ・岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)

○人口、経済活動が集積する**首都圏等も対象地域外**である。

1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置づけられているか

緊急地震速報を気象業務法に位置付け
(平成19年12月施行)

気象庁:
緊急地震速報を発表

気象庁以外の者:
警報の通知を受けて公衆へ通知

国民に確実に周知

本特例措置により、
緊急地震速報受信装置の整備を促進

緊急地震速報受信装置



設置場所における震度等を予測
緊急遮断装置等の関連設備を作動

被害を軽減

2. 当初の政策目標が既に達成されていないか

3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか

○平成21年4月に本特例措置は適用開始されたばかり。

○緊急地震速報受信装置への潜在的ニーズは高い。

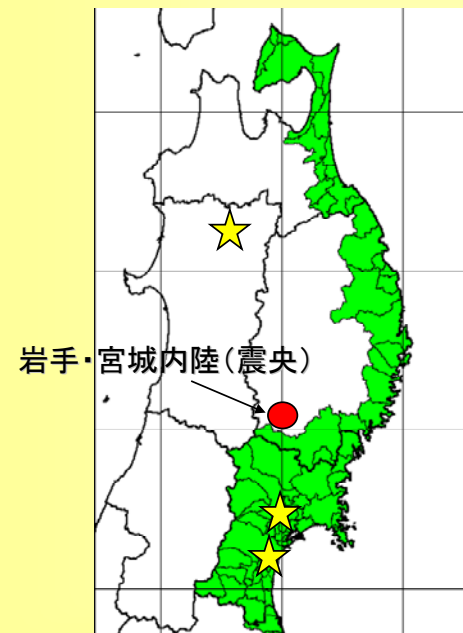
現時点で導入済み:7%

今後10年以内に導入見込み:33%

※内閣府が、現行の対象地域の事業者にアンケート調査を実施(平成20年10月)

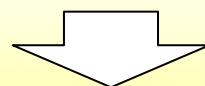
4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、**税込減を是認するような有効性(費用対効果)**

緊急地震速報の活用事例



岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)での活用事例

- 大館市の老人ホームでは、身を守る行動に活用
- 仙台市では、保育園で子供たちの安全を確保するとともに、従業員による避難通路の確保
- 宮城県の半導体工場では、製造機械を停止 等



対象地域以外でも、緊急地震速報は有効

5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているか

緊急地震速報受信装置等の設置について、**当面は本特例措置によりインセンティブを付与。**

6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか

適用対象 ⇒ 映画館、集会場、飲食店、百貨店等不特定多数の者の利用する施設・事業等の管理・運営を行う事業者

これらの事業者に限定した必要最小限の措置

特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

〔法人税、法人住民税、法人事業税〕

現 状

特定非営利活動法人は全国で38,000超、うち認定を受けているのはわずか106法人。（平成21年11月1日現在）

要望の理由

特定非営利活動法人が十分活躍できるよう、財政基盤の強化を図る本制度の一層の活用を促進。
総理の所信表明においても、「新しい公共」の担い手を支援する重要性が改めて強調されたところ。

（参考）民主党マニフェスト

「認定NPO法人制度を見直し、寄付税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。」

要 望 事 項

1. 初回申請における実績判定期間の特例（来年3月終了）を延長。
2. 申請書類の明確化等、認定手続きの簡素化。
3. 審査期間を原則4ヶ月以内に短縮するとともに、審査体制を一層強化。
4. みなし寄附金制度の控除限度額を、社会福祉法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げ。

11月18日の税調資料における「論点」

○『責任』と『優遇』のバランス:「税の優遇」の度合いに見合う「公益性とガバナンスの適正性」が担保されているか。

○他の公益法人制度(注)とのバランス

○執行の円滑・迅速化及び適正化の観点からの、認定手続きの見直し

(注)例えば、**・新公益法人制度**:第三者委員会により、一般社団・財団法人の公益性を認定するとともに税制優遇を認める。

↑ ↓
比較

・認定特定非営利活動法人制度:国税庁が税法上の要件をチェックした上で、特定非営利活動法人に税制上の優遇措置を認める。

「論点」に対する当方の見解【1. 制度策定経緯の違い】

(特定非営利活動法人制度)

市民が行うボランティア等の社会貢献活動を支えるための法人制度として創設

(新公益法人制度)

行政改革の流れの中で主務官庁による公益法人を抜本的に見直し、新非営利法人制度として創設

特定非営利活動法人は、資金的、人的、組織的に脆弱！！

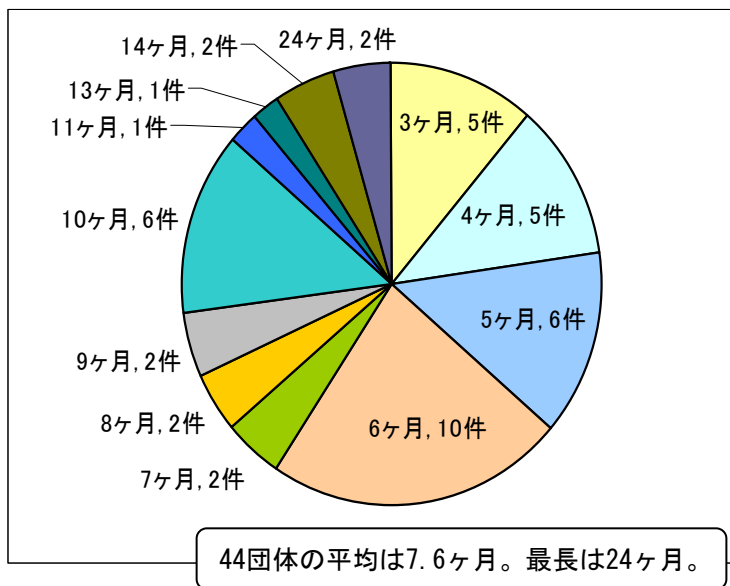
- ・新公益法人制度等他の法人制度と同じ土俵で比較するのはなじまない。
- ・まずはできるだけ広く認め、伸びるものは大きく育てていくべきではないか。
- ・マニフェスト、鳩山総理の所信における「新しい公共」の概念
⇒政府全体として支援するべき。

「論点」に対する当方の見解【2. 追加されるべき論点】

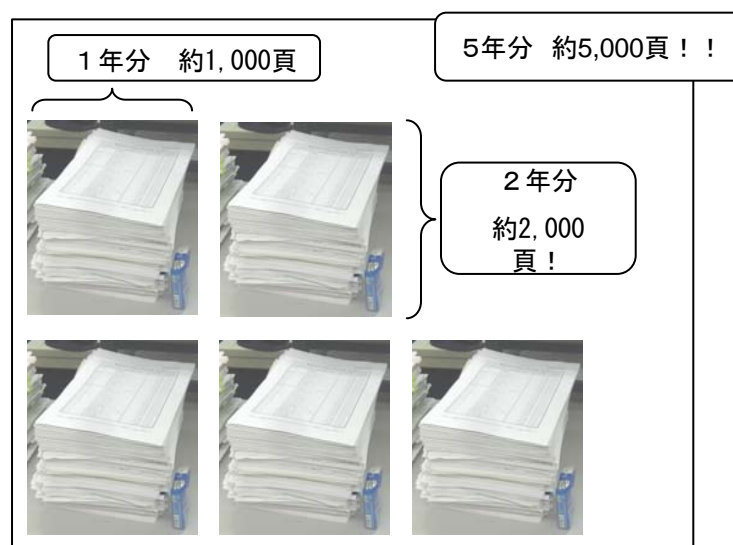
○申請にかかる法人の負担軽減のため申請書類の明確化等認定手続きの簡素化

○今年度末で期限を迎える実績判定期間の特例の延長

初回申請の審査期間



申請時の提出書類



この現状を改善するために

出典

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度改正のためのアンケート調査（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、2008年11月）等

申請書類の削減を！

初回申請時の実績判定期間を5年・2年から選択できる特例の延長を！